

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

関西労災職業病 8月号

(通巻第146号)

関西労働者安全センター 1986.8.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎06・538・0148〔〒550〕郵便振替口座 大阪6-315742

100円



- 労働行政における障害者の権利を守ろう…………… 1
- 地方自治体労働者の安全衛生…………… 2
- 労災職業病と安全衛生活動⑦…………… 5
- 奈良医大公衆衛生／車谷 典男
- 安全衛生セミナー「VDT労働の安全衛生対策」
労災職業病闘争講座 御案内…………… 8
- ゆき道かえり路④…………… 10
- 前線から(ニュース)…………… 11
- みんなでやろうストレッチ体操⑥…………… 17

7月の新聞記事から／18 写真／総評大阪地域合同労組保育職場

労働行政における

障害者の権利を守ろう！

被災労働者の手話通訳をめぐる

頸肩腕障害被災者で、ろうあ者のAさんが、事情聴取の際に、Aさんの希望する手話通訳者（Aさんの夫）を労基署が認めようとしなかった問題に関連して、総評東南地区評、東南地域労災職業病問題交流会、全障連関西ブロック、草の根ろうあ者懇談会、障害者職よこせ要求者組合、安全センターは五者連名で、八月二日付で大阪労基局長に対して申し入れを行った。

Aさんは事情聴取における手話通訳を夫のSさんを希望したが、労基署は、「中立公正な立場ということで大阪ろうあ会館から依頼する」としてAさんの希望を拒否してきた。私たちは、それはろうあ者の人権を

踏みこじるものだとの観点から労基

署を追及し、事情聴取の際のSさんの同席を認めさせ、また、その場に来た労基署依頼の通訳者と労基署の承諾も得てSさんが通訳を行った。

Aさんが信頼し、互いの手話に慣れているSさんが通訳するのが良かったのはだれの目にも明らかであった。その後の六月十九日には労基署交渉を行い、「ろうあ者本人の希望する手話通訳者を採用することが、ろうあ者の権利を守るためにベストである」との労基署見解を得た。

その際、それなら何故、本人希望の通訳者に対して労基署がきちんと依頼して通訳をしてもらい、謝礼、交通費を支給することができないの

か。それは、今回のAさんの件をき

っかけとして、「手話通訳の派遣依頼について」なる大阪労基局長通達が出されており、その中で、依頼先が特定されている（大阪ろうあ会館）からである、というのが労基署の弁解だった。

そこで、大阪労基局長に対して、本人の希望する手話通訳者を認めるように通達を変更する等の措置を求めて今回の申し入れを行ったわけである。私たちは、そのような手話通訳を保障する行政の措置に対しては大いに歓迎している。そして、同時に、ろうあ者の通訳を選ぶ権利も尊重せよと言っているのである。

Aさんの件の取り組みを進めてい

く中でわかったことは「ろうあ者のケースは初めて」という労基署の言葉が端的にしめすように、こうした面での労働行政の立ち遅れであった。手話通訳が保障出来ない現状を批判

する私たちに対して、「被災者がどこかで頼んできたらいんじゃないですか」との答えが返ってきたこともあったのである。
近日中に、大阪労基局との交渉が

行われる予定である。安全センターとしても、他の団体とともにきっちりとした回答を局に迫っていく考えである。

地方自治体労働者の安全衛生

(1)

「安全衛生」を「反行革」の武器に 公務員災害認定について

「やたらと遅い」 「公務員上外決定」

地方公務員の安全衛生の問題を考
えるとき、公務災害の認定に関する
問題をまず最初にあげねばならない
だろう。公務災害は民間の労災の場
合に比べ、その認定請求から決定ま
での期間がやたらと長いという現状
が以前から指摘されている。これは
被災者に不利益をもたらしているの

は明らかで、改善させていく闘いが
必要とされるところである。

例えば、ある地方公務員の通勤災
害事例でその経過を記すと次のよう
になる。

- | | | | | |
|-----|--------|------|------|------|
| (1) | 発生、申請 | S 55 | ・ 12 | ・ 19 |
| (2) | 基金支部決定 | S 57 | ・ 3 | ・ 12 |
| (3) | 審査請求 | S 57 | ・ 5 | ・ 13 |
| (4) | 裁決 | S 60 | ・ 4 | ・ 18 |
| (5) | 再審査請求 | S 60 | ・ 5 | ・ 16 |
| (6) | 裁決 | S 61 | ・ 4 | ・ 21 |

この事例は、実父の死亡のため喪
休暇をとり、通常の住居と異なる実
家で葬式、後始末を行い、休暇明け
にその実家から勤務先へ向かう途中
に自動車事故にあったものである。

決定について、現行の基準にてらし
「住居」の規定をめぐっての判断に
多少の問題が発生するのは理解でき
るが、五五年十二月から五七年三月
と実に一年三ヵ月は判断に要する期
間としてはいかにも長すぎる。まる

て被災者があきらめるのを待っているかのような遅さである。

申請した被災者は一年三ヵ月後に下された「非該当」の決定に対して六〇日以内に審査を支部審査会に行い六〇年四月に「棄却」の裁決を受ける。さらに基金本部審査会に再審査を請求しその決定が出たのが一年四月のことであった。

こうした例は別にめずらしいものではなく、このぐらいかかるのはあたかも当たり前であるかのごとく考えている人事担当者が多いのが現状である。

もっと批判し 変革してこい

また、その肝心の決定内容とは言え、以前に本誌シリーズ「公務災害」などで折にふれ述べてきたように、業務上疾病認定に關してはなほだ問題が多いところである。これは、災害の公務上外の判断においてもま

たく同様である。

例えば、バス運転手が狭いところをトラックとすれちがう際、バックミラーで確認しようとして頭を傾けたところ首がねじれて頸椎を捻挫し、長期の療養を要するようになってしまったという事例がある。本人は確かにその時に発症したという覚えがあるのだが、基金は「・・・運転に伴う通常の動作であって、発症の原因と考えられる外力の作用は認められず、また、その動作が原因であったとしても、その後十月以上にもわたって療養を必要とするほどの強力な作用であったとは考えられない・・・」として公務外の判断を下している。これなどは明らかに理不尽な決定と言わねばなるまい。しかし、これは特別な例ではなく、公務災害認定の判断は、わざわざその具体的発症原因の特定まで踏み込み、いわゆる「相当因果関係」以上の「具体的因果関係」までもとめることが多い

と言える。

地方公務員の場合は民間に比べて、休職規定や身分と賃金の保障が充実しており、また各自治体独自の保障を勝ち取っていたりなどで即解雇に「つなかりにくい」という事情が、逆に言えばこうした問題の解決を遅らせている面があるかもしれない。しかし、全国的な自治体労働者の現状を見ると、こうした事態に防衛的である職場はほんの一部と言ってよいだろう。

現在の行革攻撃の中で、地方自治体内の保障の充実化だけではなく、認定制度の運用についてもっと批判し変革していくことは、一つ一つの認定闘争とともに大変重要な課題と言ってよいだろう。

訪朝記

事務局長・紙谷英信

印象的な自主化、自力化のエネルギー

七月二日から八月六日にかけて

大阪日朝連帯代表団の一員として朝鮮民主主義人民共和国を訪問した。

かねてより一度行ってみたい国ではあったが、まさかこんなに早く実現しようとは思ってもいなかった。その上、北京経由ということでは中国も見ることができ、最近にない感動の十日間であった。中国にしろ朝鮮にしろ私にはまったく予備知識がないところから、とにかく見て、聞いて感じるだけだと思った。

私たちの希望が多くあったところから、朝鮮に入り二日目からは、かなりハードな行動日程が組まれた。たとえば長距離列車に四度、そのうち二度夜行といった具合で、あとで聞いてみると他の訪朝団はおよそ十

日から十四日の日程で回るといふ。

そのせいか五日目あたりから団員に疲れがみえはじめ暇をみつけては居眠りをはじめたようになった。今から考えてみるのもっといふらんところを見たかっと思ふ。

そんな短い期間だったが、率直に言って、生活が豊かで、あんなに発展している国とは思ってもいなかった。特に、経済の発展に向けた熱意というか活気というものをひしひしと感じた。

とりわけ朝鮮での強力な印象は、自主化、自立化ということであった。自らの国の発展と人民生活の向上に必要なもの、生産物を基本的に自国で生産し、まかなっていかうとする態度（方針）、これはあらゆる場所、

人から感じることができた。これがいうところの自主的民族経済であるうか。長い間侵略され抑圧されてきた歴史があり、現在も民族が分断されているという実情等が、このように国の基本的経済は他の国に頼らない政策になってあらわれているように思えた。たとえば電力問題にしても、その主流は水力と石炭火力であり、石油には頼らないという。つまり自国でまかなえない石油に依存することは、それはすなわち国際情勢に自国の経済基盤をゆだねることになり、ひいては経済破綻につながるというのである。至極当然のことである。しかし、この点についてわが国を考えると、とりわけ農業政策やエネルギー政策をみるとき頭をかしげたくなるのである。

とにかく初めての外国、それも二カ国ということ、あらゆる意味で貴重な経験であった。

労災・職業病と安全衛生活動

〔第七回〕

奈良県立医科大学公衆衛生学教室 車谷 典男

労働組合は何をなすべきか

(その2)

前回に引き続き、労働組合が取り組むべき安全衛生活動の課題について、話を進めてみることにする。

◆◆◆ 安全性の 事前チェック ◆◆◆

かつて全国金属労働組合の全支部を対象に、騒音対策の実施状況を調べてみたことがある。耳栓などの保護具の使用率や、防音壁の設置率は比較的高かったものの、難聴対策上、最も重要である騒音の発生源自体に關する取り組み状況は、極めて低率

であった。この調査結果から、一旦購入してしまった機械、設備の買替えが、實際上、いかに困難を伴うものであるのかを痛感できよう。

元手が取り返せないうちに機械を新しく買替えるなど、資本の論理からいってまずあり得ないであろう。資本の常識とでも言えようか。まして、その買替えの理由が、生産性に關する以外のことであれば、なおさらであろう。従って、機械・設備の安全性を導入前にチェックすること

が、労災・職業病対策上より重要な意味を持ってこよう。

「振動病」裁判は、現在、最高裁で争われているが、その第一審判決では、経営者である国に一チェンソ―導入前に、その人体に対する安全性をチェックする義務があった」と述べ、国の責任を厳しく問うている。労働者が提供し得るのは唯一労働能力だけであるから、機械・工具の安全性についての責任は、この判決が言う通り、全て経営者側にある。

しかし、かと言って、安全性のチェックを経営者に完全に委ねてしまふのは、今日の状況を考えれば楽天的に過ぎるであろう。確かに機械、

設備の購入の決定権は経営者側にあるが、それらを実際に使用するのは経営者ではなく労働者である。それ故、労働者の代表たる労働組合は当然の「権利」として、安全性にかかわるチェックを事前に積極的かつ組織的に行うべきである。

◆◆◆◆◆
日常点検と
こまめな
改善運動
◆◆◆◆◆

会社は少しでも生産性を向上させるために、それこそこまめに生産方法の検討を重ね、常に改善を加えている。それが資本の命運を決定するからである。

かつて、資本主義のれいめい期、一日の労働時間が十時間を越えていた時代がある。これが現行の八時間程度になった理由の一つとして、長時間よりもむしろ短時間労働の方が、かえって高い生産性が得られることが分かったためである。このように、

資本の側は、一見、彼らにとって不利に思えるような事も検討している。実に驚くべきことではないだろうか。

同じような発想で、労働組合も自分達の労働内容を点検すべきである。ただし、当然、資本の側とは違い、「命と健康を守るため」に労働内容を点検するのである。これを日常的かつ組織的に行い、しかも、その結果に基づいて、たとえ些細なことであっても確実に改善させていくことが重要である。

作事中、思わずハッとしたようなことは、一度ならず経験しているだろう。このような事故を起こす一歩手前の状態を「未然事故」と言う。「ノドもと過ぎれば熱さも忘れる」

が、「未然事故」のうちに的確な改善策を立てておくことが重要である。なぜなら「未然事故」は重大事故の前ぶれであるからである。

日常的な職場点検は、このような「未然事故」の場合はもちろんのこと

と、更に一歩進め、いかに安全に労働し得るかの観点からも、実施すべきものである。

◆◆◆◆◆
キツチリとした
健康診断を
◆◆◆◆◆

会社の定期健康診断は「雑なもの」と思っておられる方が多いだろう。実際、雑であることが多い。

日本で初めて結核の集団検診が実施されたのは、ご承知のように徴兵検査においてである。軍人に結核が蔓延し、その結果、兵力が損失することを恐れたためである。いいかえれば、当時の結核検診は、集団防衛の観点から感染源である患者を集団から排除、隔離することを主目的としたものである。

会社における健康診断も、基本的にはこの流れを受け継いでいる。結核などの伝染病が主要な病気であった時代は、このような「隔離」のた

めの健康診断であつてもまだ許されたかも知れない。しかし、ガン、脳卒中、心臓病が三大死因を占める現代において、果たしてかつての結核検診をモデルにした健康診断方法でいいのであろうか。

会社の健康診断が「雑」と感じるのは、医者が不親切なことに加え、自分達が最も気にしている三大死因の病気について、思うような検査をしてくれないためである。「排除」のための健康診断から、「快適に働ける健康を維持する」ための健康診断へと発想を転換すべきである。そういう意味で、現在、全国金属労働組合が精力的に取り組んでいる健康協定運動は高く評価されよう。

会社の健診は「雑」なのが「当たり前」だとは思わず、時代にマッチし、かつ質の高いものを求めていく必要がある。

◆◆◆◆
安全衛生
安全衛生委員会の
有効活用
◆◆◆◆

労働安全衛生法で、事業規模と作業内容に応じて安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会の設置が義務づけられている。そして、その半数は労働者代表で構成されなければならないとされている。

労働者代表ですら、「しよがな」から出席しているだけの形式的な委員会であるものが多いと聞く。しかし、このような委員会の設置は法的にも裏付けられており、その積極的な活用を考えるべきであろう。既に述べたような、安全性の事前チェック、職場の日常点検、健康診断項目の検討、などを議題に活発な議論、実践活動を提起する場と位置づけ取り組む必要がある。

◆◆◆◆
組合の手で
職歴管理を
◆◆◆◆

各組合員の、入社時から退職に到るまでの間の、作業歴を記録しておきたいものである。これは、直ちに役立つようなものではない。しかし、例えば、肺ガンのような慢性疾患が会社でそこそこ発生し、それが仕事と関連したものであるかを調べようとする時に、極めて重要な資料となる。

労働者個々人の職歴は当然管理すべきものであるから、それでなくとも忙しい組合の仕事、わざわざ増やす必要はないと思われるかも知れない。しかし、今までの労災・職業病の歴史をふりかえれば、いざという時、会社側は資料を公開してくれないことが多かったのではないだろうか。

このような事態を避けるためにも、

一見つまらない仕事ではあるが、労働組合が独自で各労働者個々人の職歴を長年に渡って、記録しつづける意義は十分にある。「いざ鎌倉」に備える訳である。このような職歴管理は健康診断のカルテとは異なり、個人の秘密を侵害する可能性はまず無く、プライバシーの点からも安心できる取り組み課題である。

連載を

終えるに

あたって

いつの間にか七回を数えました。軽い気持ちで引き受けた連載でありましたが、こうして最終回を迎え、振り返ってみると、恐い者知らずであった自分が悔やまれます。まともりのない話に終始したように思いますが、最後まで付き合って頂き有り難うございました。この連載が、ひょっとして何かの役に立ったのではないかと思いつつ、筆を置くことに致します。

通勤火害

ゆき道 かえり路 ④

労働省は「通勤による」を「通勤に通常伴う危険が具体化したこと」と規定しているが、これは随分多くの混乱をきたす説明のようだ。前に取り上げた「野犬にかまれた場合」の例もそうだが、例えばCさんが道をおるいていて転んだとしよう。そして打ちどころが悪くて死亡してしまった。しかし通勤災害申請のため調査してみると、その時の目撃者はおらず、現場は何の障害物もなく平坦でつまづいたり、滑ったりするものも見当たらなかった。また同僚によると、その30分前に通勤路上で軽くお酒を飲んだということだった。そう言えば倒れていたCさんを運んだ救急隊も酒の臭いがしたため、報

告書で飲酒によるめいだが原因であるように記入していた。しかし、飲んだ量は一合程度で、とても転ぶほどの量とは考えられない。また、Cさんには突然道で倒れるような持病はなかった。

こうした場合、労働保険審査会の採決例によると、私的な原因と考えられる酒、持病によるものとは判断できず、さりとて転ぶような具体的なものを発見できないため原因不明とし、通勤災害とは認められないとされている。しかし、自転車通勤の途中のめまいによる転落のような場合は、自転車そのものの危険性が認められ通勤災害となる。

だから、自転車、階段、雪道などでは「通常伴う危険」が直ちに推測できるから通勤災害で、何もない平坦な道や、空いているプラットホームから転落するというような場合は原因の特定が必要になってしまう。



第一回安全衛生セミナー V D T 労働の安全衛生対策

第一回安全衛生セミナーとして「V D T 労働の安全衛生対策」を企画しました。①地方自治体職場の現状、そこで既に行われている対策例、民間の職場の例、②V D T 労働が労働者の健康にどのような影響を及ぼすのか、特に眼精疲労、精神ストレスなどこれまでの労働とどのようなにちがうのか、③作業時間の規制、姿勢の問題など

◆内容

① V D T 労働問題の現状

- ・自治体におけるV D T 労働
- ・民間の職場におけるV D T 労働

② V D T 労働による健康障害について

田井中 秀嗣 (大阪府立公衆衛生研究所)

③ V D T 労働の作業条件・作業管理のありかた

甲田 茂樹 (岡山大学医学部衛生学教室)

◆日時 九月二十日(土)

午前十時より午後四時半まで

作業条件、作業管理は具体的にどうすればよいのかなど、現在の新しい知見をもとに考えてみたいと思います。労働組合の安全衛生担当者はもとより、V D T 作業を職場で担当している、あるいは係わっている方にぜひ参加して頂きたい一日セミナーです。

◆会場 大阪府立労働センター 視聴覚室

(地下鉄「天満橋」下車)

◆受取講料 二〇〇〇円(当日会場で受付時に)

◆申し込み方法

- ① 受講者氏名
 - ② 所属組合(団体)、あるいは会社名
 - ③ 確実な連絡先(住所・電話)
- をはがき又は電話でお知らせ下さい。

◆受付 九月一七日(水)まで

第六期 労災職業病闘争講座

- ◇ 十月一日 (水) 頸肩腕障害・腰痛症
- ◇ 十月八日 (水) 脳卒中・心臓病
- ◇ 十月一五日 (水) 労働と精神神経障害
- ◇ 十月二二日 (水) 労働安全衛生対策
- ◇ 十月二九日 (水) 労災補償と認定闘争
- ◇ 十一月五日 (水) 公害と労災職業病

白ろう病の実態を
赤裸々に証言
白ろう病患者、家族の手記集

山峡に哭く

頒価 一〇〇〇円 (送料別)
発行 全国山林労働組合 安全センターで
取り扱います。

◆ 会場 大阪労働金庫本店
国鉄、地下鉄一森ノ宮二下車
市立労働会館南側

◆ 時間 午後六時より八時まで

◆ 受講料 六回通し 二〇〇〇円
各一回 四〇〇〇円

◆ 受講申込方法 当日までに安全センターまで電話又は
はがきにて御一報ください。

放射能の不安がいつぱい

「放射能一一〇番」Q & A

編集・発行 原子力災害研究会 頒価 三〇〇円
B5判17ページ 安全センターで取り扱います。

前線かろ

健診後の治療対策進む

針灸学習会を開催

東大阪学校給食調理員分組

東大阪

東大阪市学

給労は、七月

十九日、東大

阪市立労働会

館において針

灸治療学習会

「治療」として、本年三月

より、職場の一つである中

野給食センターにおいて

「出張針灸治療」を開設し

ており、治療には、松浦診

療所の長野針灸師があたっ

ている。（この取り組みに

ついては働く者に健康を！

東大阪連絡会からもサポー

トしている

今回は、これについての

経過報告（組合）、針灸治

療及び職業病治療について

の考え方についての学習

（特別講師 車谷典男医師

を開催し、約三〇名が参加

した。松浦診療所からも、

長野針灸師、平野トレーナ

ー他が参加した。

学給労では、八五年に松

浦診療所の協力の中で、頸

肩腕腰痛特殊健康診断を実

施し、これに引き続いて、

要治療者に対する「アフタ

（奈良医大公衆衛生）

夏期の取り組みの提起、受

診者と針灸師、組合担当者

の意見交換をおこない、最

後にストレッチ体操の指導

を受けた。特に、学校が夏

休みの期間については、よ

り有効な治療をということ

で松浦診療所において針灸、

運動療法併用治療が実施さ

れることになった。七月二

十一日〜二十四日の健診で

は、要治療者を中心にこの

方針にそった通院指導が行

われた。地理的に遠いとの

懸念もあったが、予定に近

い人数の方が現在までに受

診している。



牧野訴訟

本人尋問

津 撰

腰痛再発の経過、明らかに

七月二十九日、撰津公務災

害認定牧野訴訟の法廷が開

かれ、牧野さん本人の証人

調べが行われた。

学校校務員の牧野さんは、

作業中に急性腰痛を発症し

たため通院治療したが、や

や軽快したため職場に復帰

し通院もしなくなった。そ

の後六ヵ月ぐらいたってま

た痛みがひどくなり、通院

を再開した。しかし、この

二回目の通院が公務災害の再発に該当しないとの決定が下されたのである。

法廷では最初の治療の経過、なぜ通院を途中でやめたのかなど治療経過を中心に尋問が行われた。また、災害発生状況についても、机の三段積み移動の負担などについても証言した。特に治療の経過については、裁判官から質問が出された。今回の法廷でその経過についてはほとんど明らかにしたが、今後は医学的な面についての争いになると考えられる。

この日の傍聴席は、摂津市職の支援労働者で満席となり熱気あるものとなった。次回は九月三〇日午前十時、大阪地裁八〇九号法廷で開かれる。公務災害認定裁判

に多くの皆さんの注目を。

伝票作業の九枚複写

ケイワンに労災認定

大阪南

・金浪速鉄工支部・

機関誌六月号で報告した

ところである。

金浪速鉄工支部の山口さんの頸肩腕症候群につき、七月初旬大阪西労基署に労災の申請を行った。約二ヵ月間の支部、安全センター共同の調査により本件は明らかに業務上疾病であると確信を得たものである。そして七月二三日には、支部・安全センターの共同意見書の提出、次いで八月十日には主治医である松浦医師の意見書を提出してきた

これまでの調査で本件が明らかに業務上疾病であると思われる内容について簡単に述べておく。まず、山口氏の主な仕事内容である製品発送にともなう伝票作成作業がある。その伝票の形式は九枚つりの複写式伝票でありボールペンを使用し作成するところから非常に筆圧を要求されること。また伝票作成の時間帯も集中していること（午後三時

頃）。次に、同氏は、事務作業のみならず現場の作業もしており、本件疾病を発症する四月下旬には、現場作業員が労災休業者等を含め三名減っていたところから、山口氏の現場での箱詰め、梱包作業の量が急激に増加していたことが判明している。

これらのことから、本件は明らかに業務に起因するものであり、早期に救済されてしかるべき事案である。現在行政と交渉を重ねている。

本件については八月二六日に業務上決定が下された。詳しくは次号に掲載。

86 南大阪・尼崎・三田合宿

大阪 今年は八月 二回実施

医学生が中心になって毎年行われる南大阪・尼崎・三田合宿が、今年は七月二〇～二三日と八月十七日～二〇日の二回にわたって開催された。例年と異なり二回行われたのは、八月のフィールド合宿を全港湾大阪支部米穀運送分会の作業実態調査の実施に重ねたためで、合計するとのべ四〇名の参加を得た。

米穀運送分会の実態調査では、一日目はトラックに同乗し労働体験したあと、夜に交流会を行い、二日目

は、二人ずつペアで一日の作業姿勢、作業量の変化を

追い詳細な調査を行った。この調査活動について参加した関西圏の医学生は継続して協力していく予定であり、また実行委員会では報告を今回の活動をまとめパンフレットにする予定である。医学生、学生サークル活動の発展を期待したい。

南大阪 十周年で 更なる発展を!

労生共同の財産、南労会

七月十九日、大阪全通会館において医療法人南労会

十年目を迎えるという記念すべきものであった。設立当初七名でスタートした職員も現在では四〇名を越える規模となり、また、一昨年には和歌山県橋本市に労

の第十回総会が開催された。今総会は、一九七六年に南大阪の労働運動を基盤にして設立された松浦診療所が

災職業病闘争の新たな拠点として紀和病院の設立もかちとってきている。

総括の中で強調されていたことは、この十年間にあげてきた成果の一方では、多くの試練にたたされ、それらに対し地域の労働者、住民をはじめ多くの闘う人々によって南労会がささえられてきたこと、つまり南労会は労働者、住民の共同財産であるということであった。まさにこの点にこそ南労会の存在意義があるといえよう。

我々安全センターとしても、これまで共に成果をかちとり、試練を乗り越えてきた組織としての南労会に対し、今後の更なる発展、強化を期待したい。

働く者に健康を！

東大阪連絡会

東大阪

「みんなの健康で104シンポジウムを企画

七月二十二日、働く者に健康を！東大阪連絡会の定例交流会が東大阪セツルメントで開催された。

この日のテーマは、「東大阪市の保健所行政」東大阪市労組組合員で保健所に勤務している沢井氏が報告した。

内容は、東大阪市の医療状況、各種健康診断（一般健康診査、胃ガン健診等）の実施・利用状況、老人保健法による健康診断、精神衛生相談など保健行政全般にわたった。特に話になっ

たのは、健康診断等の行政サービスを利用していく点

についてであった。現在、中小零細企業の定期健康診断に保健所の健診サービスが利用しているケースがわりとあるとのことである。

また、連絡会で、イベント企画として十月四日に「こころの健康を考えようメンタルヘルスシンポジ

ウム」を開催することが決定された。次回定例会は、九月二日六時セツルにて、地域は違うが、このところ問題になっている循環器系疾患の労災闘争の経験に学ぼうということで「豊中水

労の脳卒中認定闘争」（報告 中村書記長）の予定。

東大阪

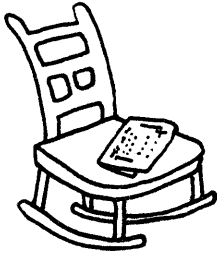
安全パトロールを実施 よりきめ細かな点検へ

七月十五日、全金東大阪地協枚岡ブロックは安全パトロールを実施した。参加したのは、ブロック安全担当者、北方地本常任、安全センター。今回の対象は、

伊藤工機（ガス自動切り換え器具）兵田計器（温度計器）である。ところで、当ブロックの安全パトロールは三年目に入っており、二年目が終了

した段階で一定の総括を行い、パトロールの充実を図っていくことを確認している。現在は、整理・整顿、通路等七項目の点検シートへの記入、その他危険個所の指摘、労災発生等の聞き取り、意見交換を中心に行っているが、これまでの検討を踏まえて、よりきめ細かなパトロールにむけて、使用者側と交渉中である。しかし、使用者側の過度の

「警戒感」等によりすんなりとは進まない模様である。そんな中、今回のパトロールでも、工場内巡視の後の会社側担当者との意見交換の中で、健診についてなどより突っ込んだ聞き取りが行われていた。



この調査方法は、これまで大阪市保母、東大阪市学校給食調理員の調査で労働環境研究会が用いてきたもので、一日の作業姿勢について徹底的に分析し、労働の負担要因を明らかにしようというものである。例えば米運労働者の場合、作業

大阪

作業実態調査

フィールド学生の協力で実施



全港湾大阪支部米穀運送分会の労働実態調査が進んでいる。これまでの冬期、夏期の個人調査、粉塵調査、疲労調査に加え、八月にはフィールドの学生の協力を得て作業実態調査を行った。

姿勢を立姿勢、しゃがみ姿勢、担ぎ姿勢、背伸び姿勢などに向け、一日の労働におけるそれらの割合を数量化し、運搬量×距離もふくめて分析することになる。

今回の調査では六人を対象とし、今後集計の作業を行っていくことになる。米運分会の安全衛生対策に役立つものであるに止まらない成果が期待されるところである。

原発放射線被ばく 全金・原発作業員アンケート報告書

●全国金属労働組合 安全対策委員会、全金・アンケート調査実行委員会

発行 全国金属労働組合

B5版30頁 頒価 200円 (送料1冊 170円 2冊以上 240円)

振動病シンポジウム

一斉打ち切り攻撃に

闘いの強化を

七月十五日、広島県労働会館において「『白ろう病』高松高裁不当判決を糾弾し人権と健康を守る広島シンポジウム」が開催された。

このシンポジウムは広島県労働組合会議、全林野大阪地本などの主催によるもので、高松判決以降、振動病五年一律打ち切りなど厳しい

い攻撃の中でそれへの反撃の闘いとして準備されたものである。

内容はまず、五島正規

(四国勤労病院院長) 外山

佳昌(全林野弁護団) 松田

正治(全林野大阪地本)の

各氏の特別報告が行われた。

判決以降の労働行政の反動

化、振動病の実態について

それぞれ詳しく報告された。

つぎに、青山英康氏(岡山

大教授)が「最近の労災補

償と労災裁判」と題して特

別講演を行い参加者は理解

を深めた。その後、被災者

からの発言があった。

参加者は三百人を越え、

自民党圧勝という厳しい情

勢にもかかわらず大きな盛

り上がりを見せた。今後、

振動病をめぐる闘いを強化

してゆかねばならない。

メンタルヘルスシンポジウム

こころの健康を 考えよう

- 精神科医師の立場
- 労働衛生学の立場
- 労災職業病の立場

日時 十月四日 午後二時～五時(開場一時)

場所 弘容ビル九階ホール(近鉄「布施」駅前)

パネラー 川合仁(京大精神科)

横丁郁朗(日教組公災対策委嘱託)

他

参加料 無料(但し、資料代カンパ五〇〇円)

主催 働く者に健康を! 東大阪連絡会

後援 東大阪市 東大阪市教育委員会

枚岡・河内・布施各医師会 東大阪地区評など

10.4

みんなできろろ

ストレッチ体操

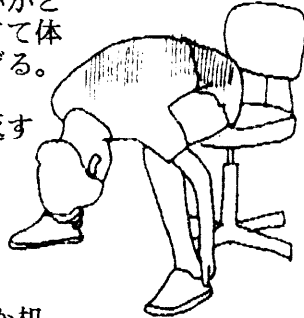
⑥

(医) 南労会 松浦診療所 運動療法室 油田 健一

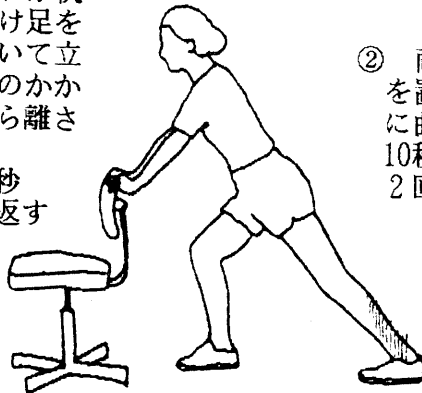
今回もデスクワークのストレッチ。前回までは頸、肩などを中心に紹介しましたが、今回は腰、足のストレッチを紹介します。

デスクワークの人はあまり動かないのに疲れてしまいます。これは静的筋肉収縮と言います。静的筋肉収縮とは関節を動かさない筋肉の働きのことで、頸、肩、腕などをほぼ一定の位置に保って仕事をするときのような筋肉の働かせ方です。このような場合は、疲れにくいといったん疲労すると回復しにくいのが特長です。

- ③ 両手をかかと付近に当てて体を深く曲げる。10秒行う 2回繰り返す



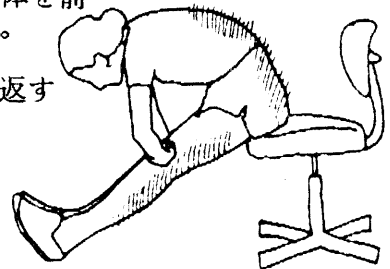
- ④ 背もたれか机に手をかけ足を前後に開いて立つ。後ろのかかとを床から離さない。左右各10秒 2回繰り返す



- ① いすの前端に座り、背もたれを一方にもたれて膝を抱え込むと同時に、額を膝に近付ける。左右各10秒 2回繰り返す



- ② 両膝の上に手を置いて体を前に曲げる。10秒行う 2回繰り返す



七月の新聞記事から

七・一 保線作業をしていた国鉄下請けの作業員四人が、機関車にはねられ死亡（青森）

七・二 東海道線の踏み切りで普通電車と冷凍車が衝突、さらに貨物列車が衝突し冷凍車の運転手が重傷（滋賀）

七・三 解体中のビルが崩れ、通行人ら七人が下敷きになり二人重体（別府）

七・六 浴室の塗装作業中、シンナー中毒で作業員一人が死亡一人が重体（寝屋川）

七・八 乗用車と接触した温泉送迎バスが横転、三五人が重軽傷（仙台）

七・一二 中国自動車道で二階建て観光バスが横転、慰安旅行の会社員ら四十人が重軽傷（兵庫）

七・一三 労働省が、バイオ産業従事者の健康被害を防ぐための労働基準づくりに着手

七・一四 単身赴任を拒否したため解雇された従業員がおこした裁判で、最高裁は「転勤命令は権利の乱用にならない」とし差し戻し判決

七・一五 非番消防士が川に投身した女性を救出後に水死、後日、公務災害補償を申請（豊中）

来島海峡で大型フェリーとケミカルタンカーが衝突、タンカーの乗組員一人が肋骨をおり重傷

七・一八 冷凍食品会社の工場からアンモニアガスが噴出、周辺の約百五十人が避難七人が中毒症状

「国道43号線訴訟」の判決で神戸地裁は国・公団の賠償責任を認め、百二十一人に一億五千万円の支払いを命じたが、差し止めは却下

隠岐島沖でパナマ貨物船と衝突した鮮魚運搬船が沈没、一人死亡二人が行方不明

七・二二 豊後水道で停船中のフェリーにタイ貨物船が衝突、二人けが

七・二三 ゴミ収集車のロータリードラム内で突然爆発がおこり、従業員二人と主婦一人が軽いケガ（堺）

読売新聞社機が訓練飛行中、佐渡の山中に墜落、乗員四人が死亡

七・二八 事件で急行中のパトカーと乗用車が衝突、五人が軽傷（寝屋川）

七・三〇 マイクロバスがトレーラーに追突、運転手が重傷十六人が軽傷（神戸）

機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで定価にてお渡ししている場合がありますが、原則としては郵送配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金（この場合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい）いずれでも結構です。

● 料金表

部数	料金(年額)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円

部数	料金(月額)
5部	500円
6部	600円

●以上1部増えるごと100円増

●郵便振替 大阪6-315742

●大阪労金口座 梅田支店 95721

(但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必
要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28